

災害に備えねば

江端 清和

公益社団法人日本診療放射線技師会 業務執行理事

2023年2月の2022年度第6回理事会でご承認いただき、業務執行理事を拝命致しました。選任してくださった各位の期待に添えるよう、しっかりと会務に励んでまいります。

さて、本年2月6日にシリアとの国境に近いトルコ南東部でM（マグニチュード）7.8の大地震が発生、本震から約9時間後にはM7.5の最大余震が発生しました。トルコとシリアを中心に被害は広範囲にわたり、5万人以上の方が亡くなられたと報道されています。世界で起きた自然災害で犠牲者が1万人を超えるのは、平成23（2011）年3月11日の東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）以来、12年ぶりだそうです。また5月5日には石川県能登地方で強い地震が発生しました。震源は能登半島沖、震源の深さは12km、地震の規模はM6.5といわれています。震源に近い石川県珠洲市を震度6強の激震が襲い、地震による被害も同市に集中、不幸にしてお亡くなりになった方もおられます。5月11日には千葉県南部で震度5強、5月26日には千葉県東方で震度5弱の地震と、比較的大きな地震が続いています。



診療放射線技師の中には、DMAT隊員として研鑽（けんさん）を積まれている方も多くと思います。実際の災害の現場でロジスティクスも非常に重要な役割を果たしますが、診療放射線技師であるからこそできる業務について、法整備を含め今のうちから検討を進めていく必要があるのではないかと考えています。

在宅用可搬型ポータブルX線撮影装置による撮影では、平成10（1998）年6月30日付医薬安発第69号厚生省医薬安全局安全対策課長通知において「在宅医療におけるエックス線撮影装置の安全な使用に関する指針」が示されています。この中で、在宅におけるX線撮影は「診療用エックス線装置備付届」（医療法第15条第3項、医療法施行規則第24条の2）を提出した病院または診療所の医師の判断により使用する必要があるとされています。被災後に域外から診療応援に駆け付けた医師は、X線撮影装置の装置備付届を提出した病院の医師とは限りません。また平成21年（2009年）1月7日付医政指発第0107003号厚生労働省医政局指導課長通知「災害時の救護所等におけるエックス線撮影装置の安全な使用について」では、災害時のエックス線撮影を“救護所等”という表記で示されていますが、同指導課長通知の中の3-(3)「エックス線撮影装置の保守管理等」に「診療に適したイメージングプレート、フラットパネル等を選択し、適正な撮影、画像表示、及び出力が行われるよう注意すること」と記載されています。せっかく出された通知も、平時の考えを基準に一般撮影に限定した行為として発出されています。

震度7を観測した平成28（2016）年の熊本地震では、被災した医療機関へのコンテナCTの稼働について報道などでも紹介されていました。現行法でも、保健所への届け出を済ませれば医療機関の敷地内でコンテナCTで撮影することは可能ですが、医療機関の敷地以外に避難所が設置されたときに、医師の指示でCT撮影を行っているのか、道路上や公園へのコンテナCTの駐車、撮影はどうか、診療放射線技師法第26条の業務上の制限との兼ね合いも含めて、今のうちから国との意見調整は必要であり、コロナ禍の際によく話題となった“緊急時における違法性の阻却”といったその場しのぎと言われかねない対応では、現場が混乱する可能性も生じてしまいます。

本年の国会スローガンは「期待される診療放射線技師の役割に応えよう」です。原子力災害の発生時にはもちろん放射線の専門家としての役割を期待されていますが、自然災害の発生時にも診療放射線技師は国民の安心と安全に役立つ職業でありたいと強く願っています。